

政府からのお知らせ



当面の生活を支える制度があります

ご存知ですか？ 生活復興支援資金

当面の生活費や転居の費用など、政府は「生活復興支援資金」を用意しています。無利子(保証人がいない場合は年利1.5%)でお借り頂けますので、どうぞお問い合わせください。

- 一時生活支援費(当面の生活費):最高20万円(貸付期間6カ月)
- 生活再建費(住居の移転費、家具などの購入費用):最高80万円
- 住宅補修費(住宅の補修などに必要な費用):最高250万円

📞 お問い合わせ先

各市町村の社会福祉協議会



もう受け取りましたか？ 被災者生活支援金

災害により居住する住宅が全壊したなど、著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。まだ受給されていない方は、被災の際に居住していた市町村役場までお問い合わせください。

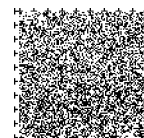
- 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金	全壊など:100万円	大規模半壊:50万円
加算支援金	建設・購入:200万円	補修:100万円 賃借:50万円

※基礎支援金のみを先に申請することもできます。

📞 お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場



行政に関するお問い合わせ

総務省では、被災者のみなさまからの「どのような支援策があるのか知りたい」「どこに相談したらよいかわからない」などの各種相談をお受けしております。



📞 お問い合わせ先

全国共通番号 TEL 0570-090110 (月～金 8:30～17:15)

※夜間・土日祝日は留守番電話対応

※最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所につながります。PHS、IP電話などでは利用できない場合があります。

なお当分の間は以下のフリーダイヤルでも受け付けております。

東北管区行政評価局(宮城県) ☎ 0120-511-556 ※無料
FAX 022-262-7844

岩手行政評価事務所 ☎ 0120-711-815 ※無料
FAX 019-624-1155

福島行政評価事務所 ☎ 0120-815-681 ※無料
FAX 024-534-1102

(月～金 8:30～17:15)※東北管区は17:30まで

※夜間・土日祝日は留守番電話対応

※IP電話などでは利用できない場合があります。

「くらしの手引き 冬版」を発行

火災予防や冬の健康対策など、被災されたみなさまの生活支援に役立つ情報をまとめたパンフレットを発行しました。パンフレットは首相官邸ホームページでもご覧いただけます。ぜひご活用ください。



首相官邸

検索



政府からのお知らせ
ハンドブック
被災された皆さまへの生活支援を始めた手引き

